

(結果公表様式)

第5期東御市障がい福祉計画・第1期東御市障がい児福祉計画（素案）に対する  
パブリックコメントの結果について

1 募集の概要

件名	第5期東御市障がい福祉計画・第1期東御市障がい児福祉計画(素案)
意見の募集期間	平成29年12月27日(水)～平成30年1月26日(金)
意見の受付方法	電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接
意見の周知場所	市報とうみ、市ホームページ、市役所本館、北御牧庁舎、総合福祉センター、中央公民館、市民ラウンジ、滋野コミュニティーセンター、祢津公民館、和コミュニティーセンター
結果の公表場所	市ホームページ
提出状況	(1) 提出者数 2人 (2) 提出意見数 16件
実施機関	東御市健康福祉部福祉課福祉援護係 電話：0268-64-8888 ファックス：0268-64-8880 電子メール：fukushi@city.tomi.nagano.jp

2 ご意見の提出状況と対応区分

区分	内容	提出者数	意見数
A	ご意見の趣旨が既に反映されているもの。	1	3
B	ご意見を反映させるもの（または修正したもの）。	2	3
C	ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。	2	8
D	ご意見を反映できないもの。 ・法令等で規定されており、市として実施できないもの。 ・実施主体が市以外のもの。 ・市の方針に合わないもの。など	1	1
E	その他のご意見（質問、感想等）。	1	1
	計	7	16

※表中の提出者数は、1人で複数の意見を提出している場合があるため、実際の提出者数（2人）と一致しません。

### 3 ご意見の内容と市の考え方について

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	反映区分
1	<p><b>地域生活支援拠点等の整備について</b></p> <p>(1) 現在東御市には、グループホームが4か所ありますが、地域的に偏っており、また入居者が固定化され、新たな入居は困難な状況にあります。計画では、「市または圏域に1ヶ所以上を整備する。」とありますが、住み慣れた地域での生活を目指す中で、「圏域でなく東御市内」へ、またサテライト型グループホーム等の整備により、市内の中を網羅できるよう整備をして頂きたい。</p>	<p>数値目標としてはお示しできませんが、本計画の16ページ「第2章 障がい福祉サービス等の提供体制に係る目標 2-3 地域生活支援拠点等の整備」の見込量の確保策に反映させました。地域的な偏りが無いように、市内を網羅するグループホームの整備について事業所と連携を図り、研究してまいります。</p>	B
2	<p><b>地域生活支援拠点等の整備について</b></p> <p>(2) 施設入所者については、地域生活へ移行し、入所者を減らすこととなっていますが、現況は入所者が増加、また、保護者の高齢化・親亡き後の障がい者の居場所が憂慮される中で、現況をとらえ対応のできるよう施設整備をして頂きたい。</p>	<p>本計画にはすでに15ページ「第2章 障がい福祉サービス等の提供体制に係る目標 2-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行」の見込量の確保策に反映されておりますが、施設整備の推進を図るとともに、障害者自身の高齢化も進んでいる中で、介護保険サービスへスムーズな移行ができるよう、高齢者部門との連携を図ってまいります。</p>	A
3	<p><b>地域生活支援拠点等の整備について</b></p> <p>(3) 緊急時への対応としての短期入所施設については、障がい者の状況、施設の体制から受け入れが困難な状況もあり、日常利用している施設、市内の施設での受け入れ態勢ができるよう整備を頂きたい。</p>	<p>計画には反映できませんが、市内の施設において緊急時の宿泊の受け入れができるよう、体制整備を検討してまいります。</p>	C
4	<p><b>地域生活支援拠点等の整備について</b></p>	<p>市政全般的なご意見として承ります。</p>	C

	<p>(4) 親の高齢化の中で通院が困難になってきており、市民病院での受診が出来るよう整備頂きたい。</p>		
5	<p><b>日中活動支援について</b></p> <p>(1) 知的障がい者等においては、自立して日常生活するには、衣食住に係る手厚い支援が必要になることから、訪問系・日中系サービスの充実が図れるようホームヘルパーの確保を始め施設の整備を頂きたい。</p>	<p>本計画にはすでに 20 ページ「第 3 章 各サービスの見込量及び確保方策 1-1 訪問系サービス」及び 25 ページ「第 3 章 各サービスの見込量及び確保方策 1-2 日中活動系サービス」の見込量の確保策に反映されておりますが、訪問系・日中系サービスの充実が図れるようホームヘルパーの確保を始め施設の整備を図っていきます。</p>	A
6	<p><b>日中活動支援について</b></p> <p>(2) 知的及び発達障がい支援では、保育園・学校等と連携し早い段階で医療・療育機関へつなげるとともに、関係機関連携して切れ目のない継続的支援のできる体制整備を図って頂きたい。</p>	<p>別計画の第 3 次東御市障がい者計画（平成 28 年度～平成 32 年度）「第 3 章 切れ目のないサービスを充実させるために」に市の考え方を示しています。市では乳幼児健診や 5 歳児発達相談等で早期発見・早期療育の施策を行っております。また、切れ目のない支援では、インクルーシブ教育の観点から支援システムの構築及び連携体制の強化を図っていきます。</p>	C
7	<p><b>日中活動支援について</b></p> <p>(3) 放課後・休日の居場所の確保への要望が強いことから、施設の確保、支援の充実を図って頂きたい。</p>	<p>本計画 47 ページ「第 3 章 各サービスの見込量及び確保方策 (2) 第 1 期障がい児福祉計画の見込量と確保方策」の中で示しております。高いニーズが伺えますので、事業所の増加及び、支援内容の充実を図っていきます。</p>	A
8	<p><b>障がい者理解について</b></p> <p>身体障害等の理解の活動は進んできていますが、その他の障害も含め、学校教育の段階から行き、障がい者理解を深めていただきたい。</p>	<p>本計画の主旨が障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する内容となっておりますので、ご意見として承ります。 なお、障がい者の理解について</p>	C

		は、別計画の第3次東御市障がい者計画（平成28年度～平成32年度）「第2章第1節 障がいへの理解と権利擁護の推進」において市の考えを示しています。	
9	<b>相談支援について</b> これまでも障がい者団体から強く要望が出されているところですが、困ったときにいつでも近くで相談のできる体制づくりを整備頂きたい。	本計画には反映できませんが、いつでも相談ができる市独自の体制整備を目指していきます。	C
10	<b>地域活動支援センター事業について</b> 障がい者が日常生活をおくる中では、健常者と同様に余暇活動も大切です。現在「さくら」においての活動しておりますが、これらの要望に対応できるような施設整備と合わせ、活動内容の充実を図って頂きたい。	余暇活動の充実については別計画の第3次東御市障がい者計画（平成28年度～平成32年度）「第2章第3節 スポーツ・文化芸術・余暇活動の充実」においてスポーツレクリエーションの振興を図る市の考えを示しています。なお、「さくら」においても余暇活動の充実を図ってまいります。	C
11	<b>パブリックコメント実施機関における実施について</b> 市政への提言「私のひとこと」で、パブリックコメント任務分掌機関に対してパブリックコメント手続実施について事業評価等を行い量的及び質的向上を図ることを要望している。この結果、東御市民がパブリックコメントに参加しやすくなるよう閲覧用だけでなく配布用が設置される改善がされたところである。さらに市報とうみ告知記載「閲覧期間」「閲覧場所」を「閲覧・配布期間」「閲覧・配布場所」と変更を指摘した。しかしながら市ホームページ告知記載に同様の措置を講じないことは理解できない。パブリックコメント任務分掌機関は実施機関に対して改善意義を徹底されたい。	広聴を分掌する企画財政課において、庁内において統一した手続きが図られるよう取扱い方法等改善に努めていきます。	E

1 2	<p><b>障害者総合支援法と児童福祉法の一部を改正する法律と本計画の主旨について</b></p> <p>(1) 平成30年4月から施行される改正について</p> <p>障害者総合支援法と児童福祉法の一部を改正する法律は、障がい者が自ら望む地域で生活ができるように、生活と仕事(就労)に対する支援の一層の充実、高齢障がい者による介護保険サービスの利用の促進、障がい児の多様できめ細やかなニーズに対応するための支援の拡大、サービスの質の確保と向上を図るための環境整備が主旨とされる。本計画は障がい福祉サービスの確保に係る目標及び同見込みを策定することであろう。だが平成30年4月から施行となる改正について、明確に計画に示すことが求められてはいないだろうか。</p>	<p>平成30年4月からの法の改正に伴う、本計画における扱いは、数値目標として示すことができる事業、制度については、盛り込んであります。(本計画24ページ「第3章各サービスの見込量及び確保方策」中の「就労定着支援事業」等)</p>	C
1 3	<p><b>障害者総合支援法と児童福祉法の一部を改正する法律と本計画の主旨について</b></p> <p>(2) 自立生活援助・就労定着支援等の明示について</p> <p>障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を眼目とする改正は、計画の基本理念の再考に繋がらないか。障がい者の地域生活を支援する新たなサービスとして、自分が望む地域や環境の中で安心して一人でも暮らせる自立生活援助、一般企業で働くことにもなう生活面での課題解決に必要な就労定着支援の創設、重度訪問介護の提供場所の拡大を計画として明確に示すべきで</p>	<p>平成30年4月改正について、数値目標が立てられるもの(自立生活援助、就労定着支援)については、本計画の25ページ「第3章各サービスの見込量及び確保方策 1-2 日中活動系サービス」及び27ページ「第3章 各サービスの見込量及び確保方策 1-3 居住系サービス」の見込量及び見込量の確保策に明記してあります。</p>	C

	ある。		
1 4	<p><b>障害者総合支援法と児童福祉法の一部を改正する法律と本計画の主旨について</b></p> <p>(3) 高齢障害者の介護保険サービスの利用負担軽減について</p> <p>障がい福祉制度と介護保険制度の間隙問題、高齢障がい者の65歳問題について、介護保険制度の利用可能年齢以前に、障がい福祉サービス利用者に介護保険サービスの利用者負担が軽減される障がい福祉制度による利用者負担軽減制度の仕組み、1割利用者負担分の償還や障がい福祉サービス事業者の介護保険事業者になりやすくする見直しについても計画として明確に示すべきである。</p>	数値目標とならない改正のため、本計画には明記しておりません。	D
1 5	<p><b>障害者総合支援法と児童福祉法の一部を改正する法律と本計画の主旨について</b></p> <p>(4) 障がい児福祉計画の策定について</p> <p>障がい児のサービス提供体制の計画的な構築については、計画策定にあたっての位置づけが必要である。児童福祉法の改正によって、障がい福祉サービスと同じく障がい児へのサービスについて、都道府県や市町村がサービス提供確保の計画を策定することを銘記すべきである。</p>	本計画2ページ冒頭の「計画の策定にあたって」の「2. 計画の位置付け」の中で、より分かりやすい表記に変更しました。	B
1 6	<p><b>巻末資料について</b></p> <p>巻末資料が添付されていない。東御市障害者総合支援協議会設置要綱及び委員会名簿、特に単独事業一覧及びアンケート調査集計結果が提示されていない。資料出典</p>	今後の対応について、パブリックコメント任務分掌機関と情報共有し、パブリックコメント実施の際には、巻末資料の添付を行います。	B

	<p>についての確認がとれる提示を遵守することを求める。原典資料の提示は計画・原案等の作成の目的及び過程の確認として、パブリックコメントの作成には必須である。</p>		
--	---	--	--